（船員保険法の一部改正）

第三条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）

（独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第五条　独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人国立女性教育会館の」を「独立行政法人男女共同参画機構の」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿

政　令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百二十七号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第一項から第四項までの規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十九条第一項第一号ヘ中「五百円」を「千円」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「千円」を「千五百円」に、「三千円」を「四千五百円」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「一万二千円」を「二万三千円」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　航空賃　航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第百二十九条第一項第三号イ中「船賃」の下に「、航空賃」を加え、「ロ及びハ」を「からニまで」に改め、同号ロ中「一万円」を「二万円」に改め、同条第四項及び第五項中「一万円」を「二万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百二十八号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」に改める。

第五条第一項第一号ク中「第十九条第一項第六号ヘ」を「第十九条第一項第六号イ」に改める。

第十八条中「五課」を「六課」に、「証券課」を「証券課　資産運用課」に改める。

第十九条第一項第六号中「（イ及びニに掲げる者にあっては、金融商品取引法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係るものに限る。）」を削り、同号中イからホまでを削り、へをイとし、トからルまでをロからヘまでとし、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同条第二項中「同項第六号ホからルまで」を「同項第六号イからへまで」に、「総合政策局の」を「、総合政策局の」に改め、「、同項第六号イからニまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第十二号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを」を削る。

第二十条第一項第一号ただし書中「前条第一項第六号ヌ」を「前条第一項第六号ホ」に改める。

第二十二条第一項第一号ただし書中「第十九条第一項第六号ル」を「第十九条第一項第六号ヘ」に改める。

第二十三条第二項中「総務課」を「資産運用課」に改める。

第一章第三節第三款に次の一条を加える。

（資産運用課の所掌事務）

第二十三条の二　資産運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること（イ及びニに掲げる者にあっては、金融商品取引法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係るものに限る。）。

イ　金融商品取引業を行う者